

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）を実施しています



接種の体制

個別接種（市内の医療機関） ファイザー社ワクチン

※一部医療機関では、武田／モデルナ社ワクチンによる接種も実施します。

集団接種（セラトピア土岐） 武田／モデルナ社ワクチン



接種券の発送と予約方法

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）の対象は、2回目の接種完了から、原則8カ月（注）以上経過した18歳以上の方です。対象の方へは、接種時期に合わせて順次、追加接種に必要な接種券を住民票の住所地へ発送します。

接種券が届いたら、同封の案内に従い、個別接種または集団接種のいずれかを予約し、接種を受けてください。

（注）次の方は接種の時期が前倒しされます。

医療従事者等、高齢者施設等の入所者など…………… 6カ月

その他高齢者（65歳以上）…………… 7カ月

※ワクチン接種は、本人の意思に基づき実施するものです。

※土岐市から転出した方は、土岐市の接種券は使えません。転出先の市町村へ問い合わせください。

2回目を接種後に転入した方

他の市町村で2回目を接種後に土岐市に転入した方は、土岐市で接種記録を確認できないため、追加接種（3回目接種）の接種券は発送されません。

追加接種を希望する方は、接種券の発行に申請が必要です。詳しくは市ホームページを確認してください。

追加接種に関する
最新情報は
市ホームページで



土岐市 コロナワクチン 検索

土岐市コールセンター

☎0800-200-7550

1・2回目と異なるワクチンを用いて3回目接種した場合の安全性と効果

接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容されること。

参考：厚生労働省「追加（3回目）接種に使用するワクチンについてのお知らせ」

ワクチンの組み合わせ

抗体価

①ファイザー ②ファイザー ③モデルナ

①ファイザー ②ファイザー ③ファイザー

抗体価は
上昇

問 保健センター（☎52010）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給しています

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々の支援を行うため、国の制度に基づき、給付金を支給しています。受給には手続きが必要です。

問 福祉課（内線226）



対象となる世帯

▶住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で土岐市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと）

▶家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯

手続き

▶住民税非課税世帯

対象の世帯に案内を送付しています。案内にある「確認書」を返送してください。届いていない場合は、福祉課へ問い合わせください。

▶家計急変世帯

ご自身で、福祉課などで配布している申請書を提出する必要があります。対象になる給与などの額は、市ホームページで公開しています。

支給額

1世帯当たり10万円 ※給付金の支給は、住民税非課税世帯か家庭急変世帯かどちらか1回です。